

軽自動車税（環境性能割）について

税制改正により、これまでの自動車取得税（県税）が廃止され、令和元年10月1日から軽自動車税に「環境性能割」が導入されました。

軽自動車税（環境性能割）は、新車・中古車を問わず、取得価額が50万円を超える三輪以上の軽自動車を取得した方に課税され、税率は軽自動車の環境性能等に応じたものとなります。

※ 令和元年10月1日から令和3年12月31日までに、自家用の軽乗用車を取得する場合、税率が1%軽減されます。

《軽自動車税（環境性能割）の税率》（乗用車の例）

区 分		税 率	
		自家用 （※1）	営業用
電気軽自動車及び天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス保安基準適合又は平成21年天然ガス車基準適合かつ平成21年天然ガス車基準からNOx（※2）10%低減達成車）		非課税	
ガソリン 軽自動車	★★★★（※3）かつ令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成車	非課税	
	★★★★（※3）かつ令和12年度燃費基準60%達成かつ2020年度燃費基準達成車	非課税 (1.0%)	0.5%
	★★★★（※3）かつ令和12年度燃費基準55%達成車	1%(2.0%)	1.0%
	上記以外の車	1%(2.0%)	2.0%

※1 令和3年12月31日までに購入する自家用の軽自動車には太字の税率を適用し、令和4年1月1日以降は（ ）内の税率を適用します。

※2 NOx : 窒素酸化物のこと。

※3 ★★★★★ : 平成30年排出ガス基準からNOx50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準からNOx75%低減達成車。

《軽自動車（環境性能割）の減免制度》

身体障害者等のために利用される軽自動車等、一定の要件に該当する場合は、申請により軽自動車税（環境性能割）の減免を受けることができます。

○ 軽自動車税（環境性能割）の課税や収納は、当分の間、千葉県が行うため、減免の申請も千葉県が行います。